

2021年度 北海道ゴルフ連盟 主催競技 ローカルルールと競技の条件

2021年度北海道ゴルフ連盟主催競技は（公財）日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則（2019年1月施行）と下記のローカルルールと競技の条件を適用する。ローカルルールや競技の条件に追加・変更がある場合、受付並びにスタートホールにて告知する。下記に参照するローカルルールの全文については2019年1月発効の「ゴルフ規則のオフィシャルガイド」を参照すること（www.jga.or.jp で閲覧可）。

別途規定されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰（ストロークプレーでは2罰打）。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則18.2）

アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

2. ペナルティーエリア（規則17）

- (a) 片側だけ定められているペナルティーエリアは無限に及ぶ。
- (b) ペナルティーエリアが境界に隣接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界まで及び、その境界と一致する。

ペナルティーエリアのためのドロップゾーン

ペナルティーエリアのためのドロップゾーンが設置される場合、1打の罰に基づく追加の選択肢となる。

ドロップゾーンは救済エリアであり、球はその救済エリアにドロップされ、その救済エリアに止まらなければならない。

3. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則16）

(a) 修理地

- (1) 青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
- (2) 張芝の継ぎ目。

プレーヤーの球が張芝の継ぎ目の中にあるか、触れている場合、あるいは継ぎ目がプレーヤーの意図するスイング区域の障害となっている場合、ジェネラルエリアの球は規則16.1b、パッティンググリーン上の球は規則16.1dに基づいて救済を受けることができる。しかし、その継ぎ目がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。救済を受けるときは、張芝の区域の中のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目として扱われる。そのことは、球をドロップした後どの継ぎ目であってもプレーヤーの障害となる場合、たとえその球が基点から1クラブレングス以内にある場合でも、そのプレーヤーは規則14.3c(2)に基づいて要求されるように処置しなければならない。

- (3) パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤーダージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則16.1に基づく救済を受けることができる。ヤーダージ用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。

(b) 動かさない障害物

- (1) 白線の区域と動かさない障害物がつながられている場合、ひとつの異常なコース状態として扱われる。
- (2) 動かさない障害物で囲まれている庭園区域とその中で生長している全てのものは、ひとつの異常なコース状態として扱われる。
- (3) ウッドチップやマルチ（木屑）などを表面に敷いた道路や通路。ウッドチップやマルチ（木屑）などの個体はルースインペディメントである。
- (4) U字排水溝はジェネラルエリアの一部として扱われ、ペナルティーエリアではない。
（例外：ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にあるU字排水溝）

- (5) 人工の表面を持つ道路に隣接している U 字排水溝はその道路の一部として扱う。
- (6) コース内にある防球ネットによる障害のため、規則 16.1b の救済を受ける場合には、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずに完全な救済のニヤレストポイントを決定しなければならない。

4. 不可分な物

次のものは不可分な物であり、罰なしの救済は認められない。

- (a) バンカーの縁の土留め用の構築物。
- (b) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物、その他の物。
- (c) ペナルティーエリア内にある人工的な護岸や枕木等の構築物。

5. クラブと球

- (a) プレーヤーが使用するドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない。このローカルルールの違反の罰は失格。
- (b) プレーヤーは 2010 年 1 月 1 日に施行された用具規則の溝とパンチマークの仕様に適合するクラブを使わなければならない。このローカルルールの違反の罰は失格。
- (c) プレーヤーが使用する球は R&A が発行する最新の適合球リストに掲載されているものでなければならない。このローカルルールの違反の罰は失格。

6. プレーの中断・プレーの再開 (規則 5.7)

次の信号がプレーの中断と再開に使われる

差し迫った危険のための即時中断 — 1 回の長いサイレン (10 秒~15 秒)

危険な状況ではない中断 — 3 回の連続する短いサイレン

プレーの再開 — 2 回の連続する短いサイレン

注：危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格となることがある。

7. 練習 (規則 5.2)

- (a) 規則 5.2b は次の通り修正される：

競技の当日、ラウンド前やラウンドとラウンドの間に、プレーヤーは競技コースで練習してはならない。

このローカルルールの違反の罰

最初の違反 — 一般の罰

2 回目の違反 — 失格

例外：プレーヤーは競技日に練習用に用意されているコース内のすべての練習区域を練習のために使うことができる。

- (b) 規則 5.5b は次の通り修正される：

2 つのホール間のプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない

- ・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
- ・終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

8. キャディー

プレーヤーのキャディーの使用を禁止したり、要求したり、あるいはキャディーとして使用できる人について制限する場合、各競技の競技規定に記載される。

9. 後方線上の救済を受けて、救済エリアの外からプレーした球

後方線上の救済を受ける場合、プレーヤーが関連する規則(16.1c(2), 17.1d(2), 19.2b, 19.3b)が要求する救済エリア内に球をドロップしたが、その救済エリアの外に止まった球をプレーした場合、その球をドロップしたときに最初に地面

に触れた箇所から 1 クラブレングス以内にその球が止まっているのであれば、追加の罰はない。この罰の免除は、球が基点よりホールに近い所からプレーされていたとしても、元の球の箇所や、球がペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点よりホールに近づいてプレーしていなければ、適用する。このローカルルールは関連する規則の後方線上の救済に関する処置を変更するものではない。つまり、基点と救済エリアはこのローカルルールによって変更されず、正しい方法で球をドロップし、その球が救済エリアの外に止まったプレーヤーは、それが起きたのが最初のドロップであっても、2 回目のドロップであっても、規則 14.3c(2)を適用することができる。

10. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替え

規則 4.1b(3)は次の通り修正される

プレーヤーのクラブを乱暴に扱った以外のケースでラウンド中にそのプレーヤーやキャディーによって「壊れた、または著しく損傷した」場合、そのプレーヤーは規則 4.1b(4)に基づいてそのクラブを別のクラブに取り替えることができる。クラブを取り替える場合、そのプレーヤーは壊れた、または著しく損傷したクラブを規則 4.1c(1)の処置を使用して、すぐにプレーから除外しなければならない。

このローカルルールに関して、クラブが「壊れた、または著しく損傷した」は次の場合を意味する。

- ・シャフトが複数に折れる、バラバラになる、または曲がる（シャフトがへこんだ場合は該当しない）。
- ・クラブフェースのインパクトエリアが目に見えて変形している（クラブフェースに引っ掻き傷がついただけでは該当しない）。
- ・クラブヘッドが目に見えて、そして著しく変形している。
- ・クラブヘッドがシャフトから外れている、または緩んでいる（グラグラしている）。または、
- ・グリップが緩んでいる。

例外：クラブフェース、またはクラブヘッドに亀裂があるという理由だけでは「壊れた、または著しく損傷した」ことにはならない。

このローカルルールの違反に対する罰 - 規則 4.1b 参照。

11. 規則 11.1b 例外 2 に基づいてパッティンググリーンから行われたストロークを再プレーしなければならないケースの制限

規則 11.1b 例外 2 は、プレーヤーがパッティンググリーンからプレーした球が偶然に次のものに当たった場合には適用しない。

- ・そのプレーヤー、
- ・そのストロークを行うためにそのプレーヤーによって使用されたクラブ、または、
- ・ルースインペディメントとして定められる動物（つまり、ミミズ、昆虫や簡単に取り除くことができる類似の動物）。

そのストロークはカウントし、球はあるがままにプレーしなければならない。

このローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。

競技の条件

12. 競技委員会の裁定

競技委員会は各競技の競技規定や競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

13. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。

スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーは競技委員会にその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

14. タイの決定

タイの決定方法は各競技の競技規定に定めるが、使用ホールについては競技委員会により会場で公表される。

※マッチングスコアカード：以下の順序により合計スコアを比較し、成績の良いプレーヤーを予選通過者とする。

- ①2 ラウンド以上の競技の場合は最終ラウンドのスコア
- ②最終ラウンドの 10 番ホール～18 番ホールの合計スコア
- ③最終ラウンドの 13 番ホール～18 番ホールの合計スコア
- ④最終ラウンドの 16 番ホール～18 番ホールの合計スコア
- ⑤最終ラウンドの 18 番ホールのスコア
- ⑥最終ラウンドの 4 番ホール～9 番ホールの合計スコア
- ⑦最終ラウンドの 7 番ホール～9 番ホールの合計スコア
- ⑧最終ラウンドの 9 番ホールのスコア

上記の方法でも決まらない場合は ⑨競技委員会によるくじ引き

なお、ハンディキャップ競技の場合、控除するハンディキャップの数値は、端数を四捨五入する。

15. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了とする。

注 意 事 項

16. 参加の取り直し

委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことがある。

17. 行動規範

プレーヤーまたはそのキャディーにエチケット違反、または非行があった場合には罰を受けることがある。

また、重大な非行があった場合には規則 1.2a に基づいて失格とする場合がある。

18. ローカルルールや競技の条件の追加及び変更

クラブハウス内並びにスターティングホールのティーイングエリア付近に掲示して告示する。

19. グリーンリーディング資料

冊子の大きさが 17.8cm×10.8cm 以下で、冊子上の 5 ヤードの幅が 9.525mm 以下の縮尺のものを使用すること。

規定外の資料の使用については規則 4.3 を適用する。

20. 不当の遅延

プレーの進行に留意し、先行組との間隔を空けないよう注意すること。プレーの不当の遅延については規則 5.6 を適用する。

21. スタート前の練習

競技コースの打球練習場では備え付けの球を使用し、各会場での球数の制限を守ること。

22. フォアキャディーによる旗の指示

赤旗：落下地点に前の組がいるので、プレーしてはいけない。

白旗：落下地点があいているので、プレーできる。

青旗：アウトオブバウンズまたは紛失の恐れがあるため、暫定球のプレーを勧める。

23. 携帯電話

緊急時以外、コース内での携帯電話の使用は禁止する。